

第四一回

参第七号

労働関係訴訟における労働組合の当事者適格に関する法律(案)

(目的)

第一条 この法律は、労働組合が、その労働組合の組合員である労働者とその労働組合の相手方たる使用者との間の労働関係に基づく権利義務を目的とする訴訟（以下「組合員の労働関係上の権利義務を目的とする訴訟」という。）について、組合員のために当事者となることができることとし、もつて組合員の利益を保護することを目的とする。

(労働組合)

第二条 この法律において「労働組合」とは、労働組合法（昭和二十四年法律第百七十四号）による労働組合をいい、代表者の定めのある次の各号に掲げるものとする。

- 一 労働組合法第二条の規定に適合する労働組合
- 二 公共企業体等労働関係法（昭和二十三年法律第二百五十七号）第三条においてその定めるところによるとされている労働組合法第二条並びに公共企業体等労働関係法第四条第一項及び第二項の規定に適合する公共企業体等の職員の労働組合
- 三 地方公営企業労働関係法（昭和二十七年法律第二百八十九号）第四条においてその定めるところによるとされている労働組合法第二条並びに地方公営企業労働関係法第五条第一項及び第二項の規定に適合する地方公営企業に勤務する職員の労働組合

(当事者適格)

第三条 労働組合は、組合員の労働関係上の権利義務を目的とする訴訟について、組合員のために当事者となることができる。

2 労働組合が組合員の労働関係上の権利義務を目的とする訴訟について組合員のために当事者となることができるためには、その規約に、労働組合が組合員の労働関係上の権利義務を目的とする訴訟について組合員のために当事者となることができることの規定が含まれていなければならない。

3 労働組合は、訴え、控訴若しくは上告の取下げ、和解、請求の放棄若しくは認諾又は民事訴訟法（明治二十三年法律第二十九号）第七十二条の規定による脱退については、当該組合員の明示した意思に反してこれをすることはできない。

(証明)

第四条 労働組合が組合員の労働関係上の権利義務を目的とする訴訟について組合員のために当事者となるには、労働組合であること及びその規約に前条第二項に規定する規定が含まれていることを書面をもつて証明しなければならない。

2 前項の書面は、訴訟記録に添附しなければならない。

(訴え及び判決に関する通知)

第五条 労働組合は、第一条に規定する組合員と使用者との間の労働関係に基づく権利義務について、原告として訴えを提起し、又は被告として訴えを提起されたときは、遅滞

なく、その旨並びに相手方の氏名、請求の趣旨及び原因の要旨その他必要な事項を当該組合員に通知しなければならない。

- 2 労働組合は、組合員の労働関係上の権利義務を目的とする訴訟について組合員のために当事者となつている場合において、当該訴訟に係る判決があつたときは、遅滞なく、その旨並びに判決の主文及び理由の要旨その他必要な事項を当該組合員に通知しなければならない。

(組合員の訴訟承継)

第六条 労働組合が組合員の労働関係上の権利義務を目的とする訴訟について組合員のために当事者となつている場合においては、当該組合員は、その訴訟の係属中、当該訴訟を承継する旨を書面をもつて裁判所に申し立てることができる。

- 2 前項の申立てについては、民事訴訟法第二百七条及び第二百十八条の規定を準用する。
- 3 第一項の申立てがあつたときは、当該訴訟は当該組合員に承継されるものとする。ただし、裁判所が当該申立てを理由がないと認めて却下したときは、この限りでない。
- 4 組合員は、前三項の規定により訴訟を承継したときは、遅滞なく、その旨を当該労働組合に通知しなければならない。

(当事者適格の喪失)

第七条 前条の規定により組合員が承継した訴訟については、労働組合は、再び当事者となることができない。

(労働組合の訴訟承継)

第八条 組合員の労働関係上の権利義務を目的とする訴訟について組合員が当事者となつている場合においては、労働組合は、その訴訟の係属中、当該組合員の書面による同意を得て当該訴訟を承継する旨を書面をもつて裁判所に申し立てることができる。この場合には、第六条第二項及び第三項の規定を準用する。

(資格喪失による中断)

第九条 労働組合が組合員の労働関係上の権利義務を目的とする訴訟について組合員のために当事者となつている場合において、その労働組合を当該組合員が脱退し、その労働組合が解散し、その他その労働組合が当事者であることができなくなつたときは、当該訴訟手続は、中断する。この場合において、本人又は当該訴訟について新たに当事者となることができることとなつた労働組合は、その訴訟手続を受け継がなければならない。

- 2 前項の規定は、訴訟代理人がある間は、適用しない。
- 3 第一項の場合には、民事訴訟法第二百十六条から第二百十九条まで及び第二百二十二条の規定の適用があるものとする。
- 4 労働組合は、第一項の規定により訴訟を受け継いだときは、遅滞なく、その旨を当該組合員に通知しなければならない。

(組合員の死亡の場合)

第十条 労働組合が組合員の労働関係上の権利義務を目的とする訴訟について組合員のために当事者となつている場合において、当該組合員が死亡したときは、その相続人、相続財産管理人その他法令により訴訟を続行すべき者を組合員とみなし、当該訴訟にこの法律を適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から起算して一箇月を経過した日から施行する。
(民事訴訟用印紙法の一部改正)
- 2 民事訴訟用印紙法 (明治二十三年法律第六十五号) の一部を次のように改正する。第六条ノ二に次の一号を加える。
十三 労働関係訴訟における労働組合の当事者適格に関する法律 (昭和三十七年法律第 号) 第六条第一項又八第八条ノ承継ノ申立

理 由

労働組合の組合員である労働者と使用者との間の労働関係に基づく権利義務を目的とする訴訟について、労働組合も組合員のために当事者となることができることとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。